

要望実現に向け！ 自民党BM政策研究会と意見交換



東京ビル政連と都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会は、令和元年10月4日、都議会議事堂の自民党総会室において意見交換会を開催。小宮あんり事務局長の進行により、「令和2年度東京都予算に対する要望」の実現に向けて意見を交わした。

宇田川聡史会長は、「先日もヒアリングのなかでお伺いをさせていただきましたが、限られた時間でありましたので、今日はもっと詳細なお伺いをおこなうべきだと思っております。一つひとつ要望実現のために力を尽くしてまいります」と挨拶。入札契約制度の改革については、「当然、一朝一夕にできることではありませんが、一つひとつ、皆さんの実情をしっかりと伺い、それを反映させていきたい」と表明した。

続いて高島直樹顧問が、「宇田川会長のもとで、業界の皆様方とさまざまな意見交換をして、実りある姿にさせていただきたい。皆様方には、変わらぬ信頼関係のもと、ご支援とご協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。これからも是非、きちんと意見交換をしながら進めていきたい」と挨拶。

梶山龍誠理事長は、「先日提出させていただきました要望内容を中心に、本日は実り

ある意見交換会とさせていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いたします」と語った。

意見交換では、まず横田英雄幹事長が、「今回改正された品確法の趣旨が、来年度予算、制度等に反映されますよう、よろしくお願いたします」と述べたあと、要望内容についてあらためて説明。特に、年度途中での最低賃金アップへの対応について強調。

「ご承知のように、10月1日から東京都は1013円になっております。これに関しては、厳しい壁があるの十分承知しているのですが、何とか工事並みのスライド条項適用になるようなかたちにしていただけないか。昔はアップ率は1円とか2円とかでしたが、ここへきて1年で3%弱上がっております」と訴え、複数年契約の案件もあることから、予算の積算に当たっては「最低賃金の年度途中の引き上げ等も見込んだ適正な予

定価格の設定、旧労務単価に基づいて積算した案件については「新労務単価への契約変更を認めていただきたい」という要望を強く訴えた。

このほか、J・Vでの入札参加についての検討や、障害者雇用率に伴う指名参加の加点的件、社会保険の加入状況の確認、障害者雇用の促進などについて説明。各要望事項について、それぞれ忌憚のない意見を交換した。

最後に鈴木章浩幹事が、「有意義な時間のなかで意見交換ができました。皆様方のお仕事に都政前進に大きく寄与していただくことは言うまでもないことですが、今日の話し合いのなかで、さらに皆様とどんなに歯を食いしばって都政の前進のために頑張っているかということが十分伝わってまいりました。その気持ちをしつかりと受け止めて、宇田川会長が中心となって私たちが頑張っていきたい」と決意表明を行った。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
引上額	30円	16円	13円	19円	19円	19円	25円	26円	27円	28円
時間額	821円	837円	850円	869円	888円	907円	932円	958円	985円	1,013円

**東京都の最賃28円引き上げ
時間額1,013円に改正**

確認しましょう！
東京都最低賃金
1,013円
令和元年10月1日から28円UP
～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～
雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

東京労働局長は、東京都最低賃金を28円引き上げ、時間額1013円に改正することを決定、8月30日に官報公示を行い、10月1日に効力が発生した。東京都最低賃金の改正については、東京労働局

厚生労働省 「最低賃金」周知で通知

厚生労働省は令和元年9月27日付で、各都道府県庁長官等に、各都道府県最低賃金の改定に向けた対応について、「ビルメンテナンス業務の発注に係る地域別最低賃金額の改定等」に関する通知を発送した。平成27年度に発行されたビルメンテナンス業務の発注においては、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の十分な理解と適切な対応を依頼するとともに、ガイドラインでは、最低賃金に関する事項として、入札に参加しようとする者に対し最低賃金制度（最低賃金額の改定等も含む）について十分周知をすること、各発注者は最低賃金額の改定等を注視し、必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討することを求めていることを明記して強調。

さらに、昨今の最低賃金を巡る動向として、「最低賃金に係る政府方針」と「令和元年度の地域別最低賃金額」について記載。本通知の趣旨の周知徹底を求めた。

長が7月3日、東京地方最低賃金審議会に諮問、同審議会が8月5日、現行の時間額985円を28円引き上げて1013円（引上率2.84%）に改正することが適当であるとの答申を行った。東京労働局長は、これを受け、所要の手続きを経て決定し、官報公示を行って発効となった。

なお、近隣各県における最低賃金は、埼玉926円（引上額28円）、千葉923円（引上額28円）、神奈川1011円（同28円）、山梨837円（同27円）に改正された。

東京都最低賃金は、都内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用される。常用・臨時・パートタイマー・アルバイトなどの属性、性、国籍、年齢の区別なく適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。違反した場合、「最低賃金法」違反として罰則の対象となる。

なお、「精皆勤手当、通勤手当及び家族手当」「臨時に支払われる賃金（結婚手当など）」「1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）」「時間外労働、休日労働

及び深夜労働の手当」については、最低賃金に算入されない。

厚生労働省では、最低賃金引き上げの環境整備を図るため、「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」「人材確保等支援助成金」などの支援を実施。人材確保等支援助成金には、人事評価改善等助成コースと設備改善等支援コースがある。

また、東京労働局委託事業として、「東京働き方改革推進支援センター」（電話番号0120-232-865）を開設し、中小企業・小規模事業者などを支援するため、専門家による相談対応や出張相談会、セミナーなどを実施している。

令和元年8月～10月の動き

- 〔8月7日〕 都議会自民党各種団体協議会 常任世話人会
- 〔8月19日〕 都議会自民党立憲民主党・民主クラブ 令和2年度東京都予算に対するヒアリング
- 〔9月3日〕 第110回理事会
- 〔9月11日〕 太田あきひろ 2019政経セミナー
- 〔10月2日〕 自民党東京都支部連合会 令和2年度国家予算・税制改正等要望聴取会

東京ビル政連の動き